

## 環境アセスメント学会 生態系研究部会 第27回定例会 報告

■テーマ：IAIAの生物多様性アセスメントの理想と途上国援助での生態系アセスメントの現実

■話題提供者：有限会社レイヴン 浦郷 昭子 氏

■コーディネータ：株式会社クインテッサジャパン 高橋 邦彦 氏

■日時：平成26年12月17日（金）18:30~20:00

■場所：東京都市大学 渋谷サテライトクラス

■共催：東京都市大学 環境学部

■概要：

これまでの生態系研究部会の定例会では、主に国内あるいは先進国における環境アセスメント・政策動向に係る内容と事例紹介が主であった。今回は、海外のODA事業における環境アセスメントの動向、特に生態系評価、ミティゲーションの事例をご紹介頂くと共に、IAIAが環境アセスメントに対する取り組み方などを簡単にまとめた資料（Fastips）の紹介も交えて、途上国支援における生態系アセスメントの現状について、有限会社レイヴンの浦郷昭子氏よりご報告を頂きました。

IAIAが定義する生物多様性アセスメントとは、開発によるインパクトとリスクを特定し、順応的管理をすることとある。EIAと同じ考え方である。最近は、「ノー・ネット・ロス」から「ネット・ポジティブ・インパクト」の方向へ推進していくことを目指している。

IAIAが作成したFastipsの中の「生物多様性アセスメント」には、考慮すべき5つの重要な視点と4つの実行すべき重要事項が記載されている。現場のアセスメントに従事してきた浦郷氏は、これら記載事項と現実では大きなギャップがあることを問題提起された。

考慮すべきその1として、開発によって受ける生態系への影響に対して国レベルでどのような保護レベルを設定するかである。ある途上国では、法令上保護区域内での開発は避けることと謳っているが、実態は異なり経済成長と引き換えに開発されることが多分にあるということである。そのため保護区内の違法伐採により生態系価値が低下し、保護区が解除されてしまうことがある。

考慮すべきその2として、公的環境保全部局が掲げる生物多様性の保全目的、優先事項、目標値に対するポリシーを持っているかである。実態は、事業実施機関が環境保全部局の確認を得ずに立地選定をしてしまう。また、環境保全部局はアセスメントの実施機関に対して保護区の情報を無償で公開しない、生物多様性ポリシーを有しておりながら空間計画が設計されていない等の問題がある。

考慮すべきその3として、地域の住民がその地域においてどの程度自然資源に依存しているかである。ダム開発においては、十分な調査がされず、ステークホルダーへの説明もされず、開発が実施されることがある。そのため、河川を利用して生活する住民に対して大きな影響を与えることになる。

考慮すべきその4として、開発行為による影響を定量的に把握し、オフセットされるかである。ダム開発では、開発行為による影響を定量的に把握することなく、オフセットという行為が行われるが、根拠のない対策（オフサイト、アウトオブカインド等）が

行われる。

考慮すべきその5として、開発区域が広域的視点から見て保護区への影響を配慮しているかである。ダム開発、水力発電所の開発では、河川、流域の生息環境を考慮せずに計画されることが多く、これまで生息していた種が激減し、生息が確認できない状況に至るところがある。経済成長とより高度な生活環境を得るために自然環境が犠牲になり破壊されていく。

実行すべきその1として、生物多様性や生態系サービスに与える影響を考慮した開発設計をすることである。設計者の多くは、生物多様性リスクを理解していないため、最小化策、復元策、オフセット策を講じることが出来ていない。

実行すべきその2として、業務指示書に従い、適切な専門家により想定される影響を総合的に配慮して実行することである。実態は、技術レベルの低い現地会社への委託、調査員が調査能力に欠けている。予算の関係で影響予測に対する対策が講じられず、また開発途中で勝手に計画変更をしてしまうこと多い。

実行すべきその3として、ステークホルダーによる合意形成を得ることである。実態は、生活に影響する住民への説明がされず、土地所有者に対して説明されることが多い。

実行すべきその4として、基礎情報が少ない時には順応的管理をすることである。実態は、樹林復元計画が予定通りに行われず、事後にコリドー調査をする、予算が不十分でモニタリングが実施されない、オフセットに対して積極的な取組みがされない等、事後における順応的管理ができていない。途上国への開発支援の契約構造が複雑となり、上流側のポリシーが下流へ引き継がれず、ずさんな開発行為になっている。

質疑応答では以下に示す内容があった。途上国の住民はインセンティブに相当するものがないと保全活動をしようと思わない。生活を優先し、既存住民であるという既得権的扱いで木の違法伐採が黙認されている。先進国の者が環境保全のために木の伐採をやめるように言うと反発する。このような行為に対する対策は取られているのか。これに対して、環境破壊をしてきた先進国の者が言うことに抵抗を感じている。そのため、収入増につながる支援もしている。例えば、蜂蜜をつくるという産業を教えることによって、違法行為をしなくても収入に繋がることを認識することによって、違法件数が減っている事例がある。

また、意見提示では以下に示す内容があった。今回話されたオフセットの内容は、日本の現状のアセスメントの環境保全対策としてのビオトープ創出に近いもので、IAIAやBBOPや世界銀行が言うオフセットとはかなり異なるものと推察される。国際社会でのオフセットは、回避、最小化の検討の後にどうしても残る影響に対して行うものがオフセットである。今回のオフセット行為は、ミティゲーションヒエラルキーに則ったものではない。オフセットとは呼べないレベルのものをオフセットと認めていることに問題があると思われる。次には、JICAの社会環境配慮のガイドラインに携わり、各種の案件を審査している。生態系評価以外の評価項目（公害：大気、水等）に対しても同様なことが言えるのだろうと感じた。審査にて適切なアドバイスをする上で、問題意識を共有し、コンサルタントの視点を取り入れていく必要があると感じた。

（レポーター：株式会社クインテッサジャパン 高橋邦彦）